

## 重要

# 平成 31 年 4 月からのサービスコードについて

訪問介護・訪問型サービスを行う事業所 様へ

居宅介護支援事業所 様へ

平成 31 年 4 月から下記のサービスコードは廃止されます。

平成 31 年 4 月以降のケアプランや実績の入力にはご使用にならないようご注意ください。

また平成 31 年 3 月まで下記のサービスコードを使用していた場合は、前回取得しないようお願いいたします。

- 訪問介護「介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合」のサービスコード（通常の訪問介護単位数の 70%を算定するコード）

(例) 「身体介護 1・**初任**」のように、サービス内容名称に「初任」とつくコード

- 訪問型サービス「介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合」のサービスコード（通常の訪問型サービス単位数の 70%を算定するコード）

(例) 「訪問型独自サービス I・**初任**」のように、サービス内容名称に「初任」とつくコード

居宅療養管理指導を行う事業所 様へ

居宅介護支援事業所 様へ

平成 31 年 4 月から下記のサービスコードは廃止されます。

平成 31 年 4 月以降のケアプランや実績の入力にはご使用にならないようご注意ください。

また平成 31 年 3 月まで下記のサービスコードを使用していた場合は、前回取得しないようお願いいたします。

- 居宅療養管理指導「保健師・看護師が行う場合」のサービスコード  
介護予防居宅療養管理指導「保健師・看護師が行う場合」のサービスコード

(例) 「**看護職員** 居宅療養 I」「予防 **看護職員** 居宅療養 II」のように、サービス内容名称に「看護職員」とつくコード

● 変更になったサービスコードの詳細は、「楽すけ NET」からもご覧いただけます。 ●



業務開始前の画面から次のようにお進みください。

[楽すけ NET へ](#) >

[介護保険・総合事業サービスコード一覧](#) >

[介護給付費単位数等サービスコード表 \(平成 31 年 4 月施行版\)](#)